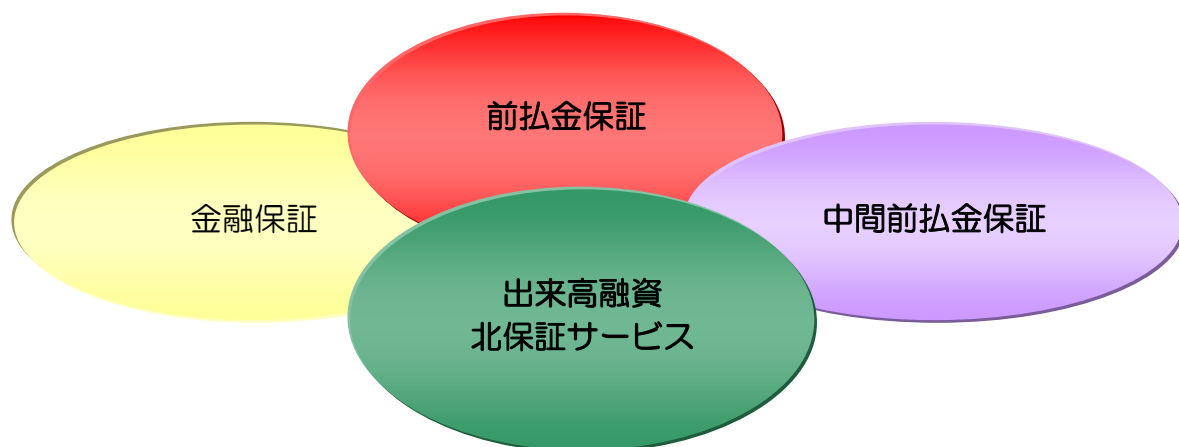


地域建設業経営強化融資制度のご案内



【地域建設業経営強化融資制度】

国土交通省は、平成20年8月29日に策定された『安心実現のための緊急総合対策』を受けて、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設企業の資金調達の円滑化を図るため『地域建設業経営強化融資制度』を創設しました。これに伴い、北保証サービス(株)は公共工事請負代金債権を担保に出来高部分に係る融資を、北海道建設業信用保証(株)は未完成部分に要する金融機関からの資金の借入に係る債務の保証（公共工事金融保証）を実施しております。制度の概要は以下のとおりです。

■制度の概要

- 公共工事の出来高が5割を超えた時点以降に、公共工事請負代金債権を北保証サービス(株)に債権譲渡することにより、北保証サービス(株)の融資（出来高の範囲内）と北海道建設業信用保証(株)の公共工事金融保証を付した金融機関からの融資（出来高を超える部分も可）を受けることができます。
- 中間前払金を受けた後でも当該制度をご利用いただけます（ただし、当該制度をご利用後に中間前払金を受けることはできません）。

■制度の強化（平成22年12月22日より実施）

- 「社会全体の効用を高める施設に関する民間工事」が対象として追加されました。

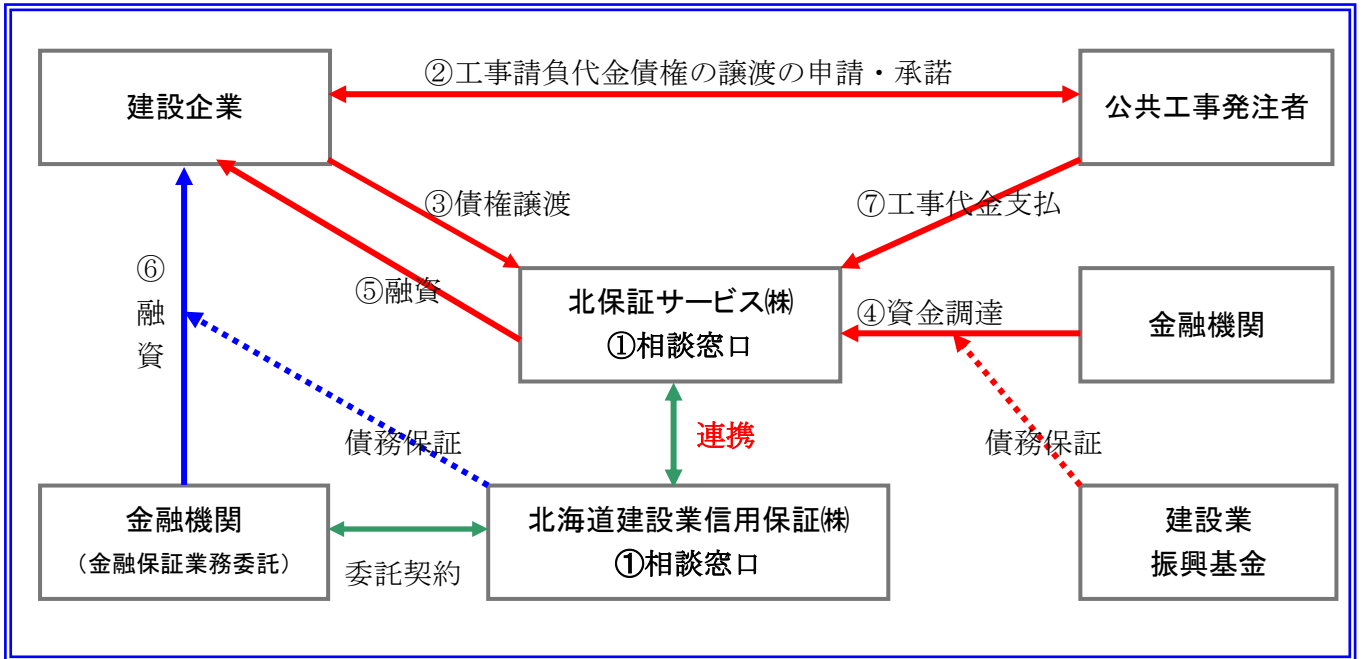
■受付期間の延長

- 受付期間が、平成33年3月31日まで延長されました。

詳細につきましては北保証サービス(株)までお問い合わせ下さい。（Tel：011-241-8654）

北海道建設業信用保証株式会社
北保証サービス株式会社

■ 地域建設業経営強化融資制度のスキーム図（以下、公共工事の場合）



【スキーム図の説明】

- ①ご利用に先立ち、北保証サービス(株)又は北海道建設業信用保証(株)に照会する。
- ②将来受け取る工事代金の債権（公共工事請負代金債権）を北保証サービス(株)に債権譲渡することについて公共工事発注者に承諾を得る。
- ③北保証サービス(株)に当該債権を譲渡する。
- ④北保証サービス(株)は、当該工事の出来高査定を行った後、金融機関から必要資金の融資を受ける。
- ⑤北保証サービス(株)から融資を受ける。
- ⑥出来高を超える部分（未完成工事部分）は、北海道建設業信用保証(株)の債務保証（公共工事金融保証）を受け、金融機関から直接融資を受ける。
- ⑦当該工事の完成の確認後、公共工事発注者は北保証サービス(株)に残工事代金を支払う。

【精算手続き－⑦以降の手続き】

- ⑧北保証サービス(株)は、建設企業への貸付金を精算後、残余代金を北海道建設業信用保証(株)に支払う。
- ⑨北海道建設業信用保証(株)は、金融保証付き融資金額を金融機関に返済し、残余代金を建設企業に支払う。

【ご利用の留意点】

- 地域建設業経営強化融資制度は、北保証サービス(株)の出来高融資のみのご利用も可能です。
- 本制度のご利用にあたっては審査がございます。ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。

■北保証サービス(株)の出来高融資

- (1) 融資金額：工事出来高金額から前払金、中間前払金、部分払金および違約金を控除した額に担保掛目を乗じた金額の範囲内
- (2) 融資利率：年利1.425%～3.325%
※融資利率については、融資実行時の金融情勢によって決定いたします。
※別途、出来高査定費用(上限 80,000 円:税込+交通費等)、事務手数料(10,800 円:税込)がかかります。
- (3) 融資条件：公共工事の工事請負代金債権の債権譲渡
- (4) 融資期間：原則として、融資実行日から当該工事の竣工代金の入金日
- (5) 必要書類：①借入申込書(所定様式)
②工事請負契約書(写)
③工事履行報告書(所定様式)
④債権譲渡契約証書(所定様式)
⑤債権譲渡承諾依頼書・承諾書(所定様式)
⑥支払状況・支払計画書(所定様式)
⑦工事出来高査定に必要となる書類
⑧その他北保証サービス(株)が求める書類
- (6) その他
 - ①ご利用いただくには、以下の条件を満たしていることが必要となります。
 - A. 出来高が2分の1以上であること。
 - B. 低入札価格調査等の対象となった者と契約した工事でないこと。
 - C. 役務的保証を必要とする工事でないこと。
 - ②工事請負代金債権の譲渡について保証人の承諾が必要な場合は、発注者への債権譲渡承諾依頼書を提出する前に保証人の承諾を得ることが必要になります。

■北海道建設業信用保証(株)の公共工事金融保証

- (1) 保証範囲：当該公共工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金および北保証サービス(株)からの融資額を控除した金額の範囲内
- (2) 保証料率：年利1.095% (※別途、金融機関からの借入利息がかかります)
- (3) 金融機関：北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行 他
- (4) 必要書類：①公共工事金融保証申込書
②借入金使途内訳明細書
③その他北海道建設業信用保証(株)が求める書類

【ご利用のメリット】経営事項審査の事務取扱について

地域建設業経営強化融資制度にかかる借入金の額は、経営状況分析『負債回転期間』の負債合計額から控除することができます。控除することができる金額は、北保証サービス(株)および金融機関が残高証明したものに限られます。

■融資額の算出（モデルケース）

【前提条件】

- ①請負金額 1億円
- ②前払金 4,000万円
- ③工事出来高 70%
- ④違約金 1,000万円（付保割合10%）
- ⑤希望融資金額 3,000万円

（1）北保証サービスの出来高融資（計算例）

$$(1 \text{ 億円} \times 70\% - 4,000 \text{ 万円} - 1,000 \text{ 万円}) \times 90\% \text{ (担保掛目)}$$
$$= \underline{1,800 \text{ 万円}} \text{ 【出来高融資金額】}$$

（2）北海道建設業信用保証㈱の金融保証付き融資（計算例）

$$3,000 \text{ 万円} \text{ 【希望融資金額】} - 1,800 \text{ 万円} \text{ 【出来高融資金額】}$$
$$= \underline{1,200 \text{ 万円}} \text{ 【金融保証付き融資金額】}$$

■工事完成後の工事残代金の精算（モデルケース）

【前提条件】

- ①工事残代金額 6,000万円（1億円－4,000万円）
- ②違約金充当額 0円

- （1）発注者から北保証サービス㈱への支払金額 6,000万円
- （2）北保証サービス㈱による融資金額への充当額 1,800万円
- （3）北保証サービス㈱から北海道建設業信用保証㈱への支払金額 4,200万円
- （4）北海道建設業信用保証㈱による金融機関への返済金額 1,200万円
- （5）北海道建設業信用保証㈱から建設企業への支払金額 3,000万円

【お問い合わせ先】

●北海道建設業信用保証㈱ 担当 業務部 佐藤、林

住所：札幌市中央区北4条西3丁目1 北海道建設会館4階（〒060-0004）

電話：011-221-2092 FAX：011-222-7148

●北保証サービス㈱ 担当 業務部 千葉、根本

住所：札幌市中央区北4条西3丁目1 北海道建設会館4階（〒060-0004）

電話：011-241-8654 FAX：011-222-6601

貸金業者登録番号 北海道知事(4)石第03008号

※北保証サービス㈱は、北海道建設業信用保証㈱の子会社です。